

ニーズ調査について(案)

令和5年8月1日

1. 市町村ニーズ調査

① 就学前児童調査

子ども・子育て支援法に基づく市町村事業計画を策定するため、就学前児童を対象にニーズ調査を実施する。大阪府としては、国からは新たな調査票のイメージの提示はなく、また、過去の調査票を活用するよう指示があったため、市町村に平成30年度の調査票のひな形を示す。

② 就学児童調査

就学児童のニーズ調査は子ども・子育て支援法の対象ではないが、市町村次世代育成支援行動計画との継続性の観点から実施することが望ましいため、上記と同様、市町村に平成30年度の調査票のひな形を示す。

種 別	位置づけ	対 象	項目数
① 就学前児童調査	法に基づく法定調査（国標準） 市町村による任意調査（府設定）	0歳～5歳の児童 の保護者	国標準 67項目 府設定 19項目
② 就学児童調査	市町村による任意調査（府設定）	6歳～8歳の児童 の保護者	府設定 53項目

2. 大阪府ニーズ調査

（仮称）大阪府子ども計画の策定のため、大阪府独自の調査を実施する。

① 大阪府内における乳幼児期を中心とした家庭の養育力・教育力についての実態調査

（仮称）大阪府子ども計画の基本的視点に位置づける「家庭」の役割・機能に関する実態調査を行う。

② 大阪府内の保育所における保育士等確保のための実態調査

幼児教育・保育の質の向上や全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充のため、保育所や認定こども園に勤務する保育士や保育教諭等が不足するおそれがあり、広域行政である府の役割として、保育士等確保の施策を検討するにあたっての調査を行う。